

兵庫県議会で可決成立した「受動喫煙の防止等に関する条例」
についての会社コメント

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、兵庫県議会（以下、「県議会」）が3月19日に可決された「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」）に関する意見を以下に申し述べます。

条例は、事業者、県民やその代表である県議会の幅広い意見等を踏まえ、様々な議論を重ねられた結果、可決成立したものと理解しております。

条例により、事業者及び施設管理者におかれましては、その経営実態や顧客の喫煙ニーズ等を踏まえ、施設区分に応じて、区域分煙、時間分煙、喫煙可能表示（ポリシー表示）などの具体的対応を取ることが求められます。

また、今後、分煙を行う際の詳細な基準等につきまして、規則等で定められることとなります。規則等の具体的な内容やその運用のあり方によっては、分煙措置に対する兵庫県による助成制度を以ってしてもなお事業者等の方々が多大な設備投資を余儀なくされたり、営業上深刻な影響を受けること等が懸念されます。規則等の策定や運用に際しては、県が示している「規制される側も条例を遵守できる合理的で必要最小限の規制であることが必要」との規制に関する基本的な考えに基づき、事業者等に過度な負担を課すことのないよう、慎重な検討をお願いいたします。

当社といたしましては、事業者および施設管理者に対して分煙コンサルティングにより分煙に関するノウハウ等を提供することや、県に対して適切な分煙基準の設定等のために当社が有する知見を提供することなど、可能な限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

当社は、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現に向けて、引き続き様々な取組みを積極的に推進していく所存です。

2012年3月19日
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 木村 宏